氏名を変更された場合（旧姓併記希望の方）

郵送していただくもの

①宅地建物取引士資格登録簿変更登録申請書（様式第７号）

②宅地建物取引士書換え交付申請書（様式第７号の四）

③宅地建物取引士証返納届

④**「旧氏」欄に旧姓が併記された**住民票（原本３ヶ月以内のもの）

※上記旧姓が併記された住民票は住所変更を伴わない場合も必要です。

旧姓に取り消し線がある住民票では取引士証への旧姓併記（括弧書き）はできません。住民票の「旧氏」欄に旧姓を併記するためには、住所地の市（区）役所へ事前に届出申請をする必要があります。詳細は総務省ホームページ（住民票旧氏の併記について）や管轄の市（区）役所にてご確認ください。

※住所変更を伴う場合は、【登録されている住所から現在の住所までの経緯がわかる住民票】（２回以上転居の場合は加えて住民票除票・戸籍の附票など）が必要です。

⑤戸籍抄本（原本・３ヶ月以内のもの）

【前氏名（登録されている氏名）が記載されていること】

【登録されている本籍地から現在の本籍地までの経緯がわかる書類】

※必要書類は添付書類一覧表をご参照ください。

⑥兵庫県収入証紙【4,500 円（書換え交付申請書に貼付）】

⑦カラー証明写真１枚

注意事項
- たて３㎝×よこ 2.4 ㎝
- 無背景のカラー証明写真（顔がはっきり確認できること）
- 裏面に氏名・登録番号を記入ください。

⑧簡易書留料金の切手を貼付した返信用封筒（郵送先記入のこと）又はレターパック可

⑨旧氏名の取引士証

・旧取引士証を後日返納される場合は、代わりに本人確認書類の写しを同封してください。【宅地建物取引士証、運転免許証、従業者証明書等】

※顔写真付きの公的機関が証明しているものに限ります。

即日交付ではありません。書類到着後２週間～３週間後に同封していただいた返信用封筒⑧にて新姓(旧姓併記)の取引士証を送付させていただきます。

※簡易書留でのご郵送お願いいたします。

★送付先★

〒650-0012

神戸市中央区北長狭通 5-5-26

（一社）兵庫県宅地建物取引業協会　取引士講習センター　宛

変更届添付書類一覧表

変更事項		添　付　書　類
氏　名	日本国籍の場合	戸籍抄本（原本・3ヶ月以内） ＊前氏名（登録時の氏名）が記載されていること
	旧姓併記を希望する場合 （旧姓を括弧書き表記します）	戸籍抄本（原本・3ヶ月以内）＋「旧氏」欄に旧姓が併記された住民票（原本・3ヶ月以内） ＊旧姓に取り消し線の入った住民票は不可。必ず「旧氏」欄に旧姓併記が必要です。 ＊「旧氏」欄に旧姓を併記するためには、事前に市（区）役所への届出申請をする必要があります。
	外国籍の場合	住民票（原本・3ヶ月以内） (通称名変更の場合）前通称名と変更日が記載されていて変更の事実がわかること
本　籍		戸籍抄本（原本・3ヶ月以内）　＊従前本籍（登録の本籍）が記載されていること ＊2回以上変更がある場合は除籍抄本等、登録の本籍地から 現在の本籍地までの経緯がわかる書類が必要
	本籍地（住居）表示の変更	住居表示変更通知
	帰化した場合	戸籍抄本（原本・3ヶ月以内） ＊帰化日・帰化前国籍の表示があること
住　所	登録の住所から1回転居	住民票（原本・3ヶ月以内）　＊従前住所（登録の住所）が記載されていること
	登録の住所から2回以上転居	住民票（原本・3ヶ月以内）＋ 戸籍の附票（原本・3ヶ月以内）もしくは 前住所地での住民票の除票（原本・3ヶ月以内） ＊登録の住所から現在の住所までの経緯がわかる書類も必要 ＊本籍地を変更している場合は除籍の附票等を要する場合があるので、注意！ 詳しくは市区町村へお問い合わせを！ ＊現住所の住民票は必須です。戸籍の附票や除票のみでは受理できませんのでご注意ください
	住居表示の変更	住居表示変更通知
	外国籍の場合	住民票（原本・3ヶ月以内） ＊前住所と転居日が記載されていて変更の事実がわかること。　・・・注2
勤務先	退職した場合	①退職証明書(原本)・・必ず代表者印が必要（社印のみは不可） 又は離職票の写し、又は社会保険資格喪失確認通知書の写し・・・注3 又は年金事務所発行の「被保険者記録照会回答票」(退職した宅建業者の 厚生年金資格喪失日が記載されたもの)※年金事務所にお問い合わせください ②内容証明郵便の控（代表者宛の退職届） ★県の公認は①及び②　原則は①
	就職した場合	業者免許証の写し又は従業者証明書の写し ＊業者票は不可
	出向した場合	出向証明書（出向元の代表者印のあるもの）又は 辞令(出向元の代表者印のあるもの）
	廃業した場合	廃業届けの写し（免許所管庁の受付印のあるもの）
	商号または免許番号の変更	宅建業者免許証の写し ＊商業登記簿謄本では受け付けない（不備扱い） ＊業法の定めによる。　　＊業者票は不可

注2：外国人の場合、複数の住民票または法務省への外国人登録原票に係る開示請求が必要な場合があります。

注3：退職した場合の書類は必ず退職年月日記載のもの

＊退職証明書及び出向（解除）証明書等、勤務先が発行する証明書の注意点

必ず代表者の印鑑が押印されているものに限ります。（認印不可）　代表者以外（人事部長及び管理者等）の印鑑や社印のみの場合は、兵庫県庁での受理が認められず、書類の再提出をしていただくことになりますのでご了承ください。

＊届出の際は、本人確認書類（宅地建物取引士証、運転免許証、従業者証明書等、いずれか1点）の写しを必ず添付してください。顔写真付きの公的機関が証明しているものに限ります。

※マイナンバーカードは不可

様式第七号

見　本

宅地建物取引士資格登録簿
変　更　登　録　申　請　書

宅地建物取引業法第 20 条の規定により、下記の事項について変更の登録を申請します。

↓ 記入日

令和　　年　　月　　日

兵庫県知事　様

申請者氏名　神戸［宅建］　太郎

生年月日　昭和　60　年　5　月　1　日　（和暦で記入）

申請時の登録番号　兵庫 ― 0 1 2 3 4 5

宅建取引士の登録番号（取引士証に記載の番号）

該当箇所のみ記入してください。

平成は「H」
令和は「R」

1文字空ける

項番　◎申請者に関する事項

11 氏名の変更

変更年月日		R ― 0 3 年 0 1 月 1 0 日
変更後	フリガナ	コウヘ゛ タロウ
	氏名	神戸［宅建］ 太郎
変更前	フリガナ	タッケン　タロウ
	氏名	宅建　太郎

旧姓は［　］内に記入（フリガナは不要）

確認欄

12 住所の変更

変更年月日		R ― 0 3 年 0 1 月 2 5 日 ← 住民票移動日
変更後	郵便番号	6 5 9 ― 0 0 6 7
	住所市区町村コード	空白のまま　兵庫 都道府(県) 芦屋 (市)郡区＿＿＿区町
	住所	茶屋之町 4 ― 1 1 ― 2 0 1
	電話番号	0 7 9 7 ― 3 2 ― 0 0 4 0
変更前	住所	西宮市与古道町1 －1 0

ハイフンでつなぐ

確認欄

13 本籍の変更

変更年月日		R ― 0 3 年 0 1 月 1 0 日 ← 転籍の生じた日
変更後	本籍市区町村コード	空白のまま　兵庫 都道府(県) 芦屋 (市)郡区＿＿＿区町村
	本籍	茶屋之町 4 丁目 1 1 番
変更前	本籍	西宮市与古道町1 丁目1 0 番

戸籍の記載どおりに

確認欄

◎業務に従事する宅地建物取引業者に関する事項

14 勤務先の変更

変更年月日		R ― 0 2 年 1 2 月 2 0 日 ← 就職日
変更後	商号又は名称	株式会社兵庫不動産
	免許証番号	2 8 （ ） 2 0 0 0 0
変更年月日		R ― 2 年 1 1 月 3 0 日 ← 退職日
変更前	商号又は名称	有限会社　ひよこホーム
	免許証番号	~~大臣~~ 兵庫県 知事 （ 空白 ）第 1 0 0 0 0 0 号

（必ず記入）兵庫２８　京都２６　大阪２７　奈良２９　大臣００

(株)×→株式会社

確認欄

様式第七号

登録内容に変更がある方のみご使用下さい

宅地建物取引士資格登録簿
変　更　登　録　申　請　書

宅地建物取引業法第 20 条の規定により、下記の事項について変更の登録を申請します。

令和　　年　　月　　日

兵庫県知事　様

申 請 者　氏　名

生年月日　　年　　月　　日

申請時の登録番号

□□ ― □□□□□□

項番　◎申請者に関する事項

11 氏名の変更

変更年月日		― 年 月 日
変更後	フリガナ	
	氏名	
変更前	フリガナ	
	氏名	

確認欄 □

12 住所の変更

変更年月日		― 年 月 日
変更後	郵便番号	―
	住所市区町村コード	＿＿＿＿都道府県＿＿＿＿市郡区＿＿＿＿区町村
	住所	
	電話番号	
変更前	住所	

確認欄 □

13 本籍の変更

変更年月日		― 年 月 日
変更後	本籍市区町村コード	＿＿＿＿都道府県＿＿＿＿市郡区＿＿＿＿区町村
	本籍	
変更前	本籍	

確認欄 □

◎業務に従事する宅地建物取引業者に関する事項

14 勤務先の変更

変更年月日		― 年 月 日
変更後	商号又は名称	
	免許証番号	（　）
変更年月日		― 年 月 日
変更前	商号又は名称	
	免許証番号	大臣 知事（　　）第　　号

確認欄 □

※　上記の４つの事項のうち、変更のあった事項のみ記入し、それぞれ、そのことを証する書面（住民票抄本、戸籍抄本、退職証明書等）を添付して下さい。

様式第七号の四（第14条の13関係）

見 本

（A 4）

3	6	0

宅地建物取引士証書換え交付申請書

証　紙　欄
（消印してはならない）

兵庫県収入証紙４，５００円分貼付

年　月　日　←記入日

兵庫県知事　様

新しい住所・氏名を記入

申請者　郵便番号　（　659-0067　）
住　所　兵庫県芦屋市茶屋之町4-11-201
氏　名　神戸［宅建］　太郎
電話番号　（ 0797 ）　32　－　0040

受付番号	受付年月日	申請時の登録番号
*	*	2 8 － 0 1 2 3 4 5 －

↑右詰めで記入

受講年月日
*

宅地建物取引士証記載事項を下記のとおり変更しましたので、宅地建物取引業法施行規則第14条の13の規定により、宅地建物取引士証の書換え交付を申請します。

旧姓は［　］内に記入(フリガナは不要)

変更に係る事項	変更後	変更前	交付年月日
（フリガナ） 氏名	神戸（コウベ）［宅建］　太郎（タロウ）	宅建（タッケン）　太郎（タロウ）	
住所	芦屋市茶屋之町４－１１－２０１	西宮市与古道町１－１０	

↕ 該当する箇所を記入

確認欄
*

様式第七号の四（第14条の13関係）

（A 4）

3	6	0

宅地建物取引士証
書換え交付申請書

証　紙　欄
（消印してはならない）

兵庫県収入証紙４，５００円分貼付

年　　月　　日

兵庫県知事　様

郵便番号（　　）

申請者　住　所

氏　名

電話番号　（　　）　　－

受付番号	受付年月日	申請時の登録番号
*	*	2 8 ― ―

受講年月日

*

宅地建物取引士証記載事項を下記のとおり変更しましたので、宅地建物取引業法施行規則第14条の13の規定により、宅地建物取引士証の書換え交付を申請します。

変更に係る事項	変　更　後	変　更　前	交付年月日
（フリガナ） 氏　名			
住　所			

確認欄

*

見　本

宅地建物取引士証返納届

記入日

令和　　年　　月　　日

兵庫県知事　殿

〈届出者〉

新しい住所・氏名を記入

住　所

氏　名

登録番号　　兵庫第　　号

ＴＥＬ　（　　）　　－

該当する項目にチェック

下記の理由により宅地建物取引士証を返納します。

□　宅地建物取引業法　第２２条の２第６項　に該当　　（消除・失効）

□　宅地建物取引業法　第２２条の２第７項　に該当　　（事務禁止）

□　宅地建物取引業法施行規則　第１４条の１３第３項　に該当　（書換）

□　宅地建物取引業法施行規則　第１４条の１５第４項　に該当　（発見）

□　業務に携わらなくなったため

□　その他　　（理由　　）

宅地建物取引士証返納届

令和　　年　　月　　日

兵庫県知事　殿

〈届出者〉

住　所

氏　名

登録番号　　兵庫第　　号

ＴＥＬ　（　　）　　－

下記の理由により宅地建物取引士証を返納します。

□　宅地建物取引業法　第２２条の２第６項　に該当　　（消除・失効）

□　宅地建物取引業法　第２２条の２第７項　に該当　　（事務禁止）

□　宅地建物取引業法施行規則　第１４条の１３第３項　に該当　（書換）

□　宅地建物取引業法施行規則　第１４条の１５第４項　に該当　（発見）

□　業務に携わらなくなったため

□　その他　　（理由　　）